

トピックス

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第529号）

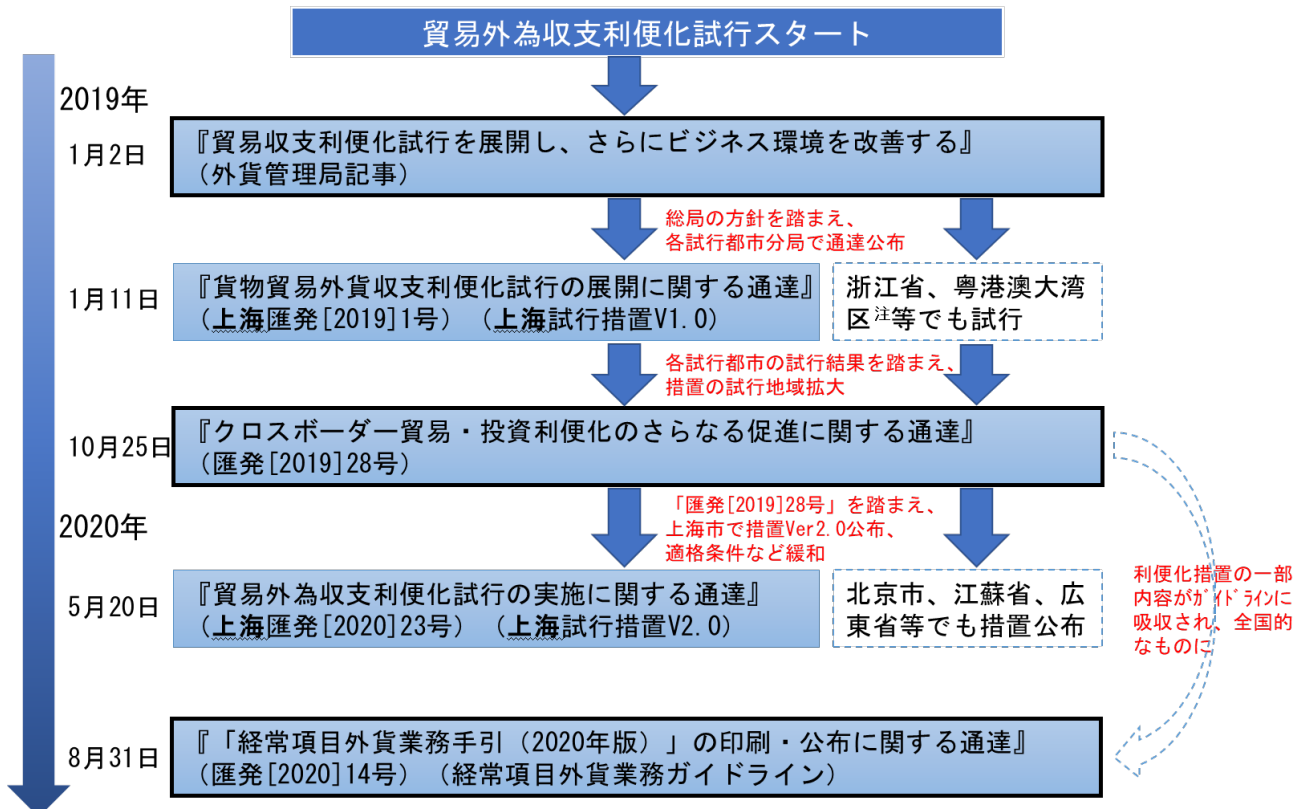
貿易外為収支利便化試行に関する法規整理

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中央政府は「放管服」改革（権限の開放、規制の革新、サービスの最適化）を推進してきました。その一環として、2019年から国家外貨管理局や各地の分局が一連の法規を公表し、貿易外為収支の利便化を進めてきました。本稿では、貿易外為収支利便化試行の一連の流れをまとめ、例として上海地域における関連措置を説明します。

□ 関連法規公布の流れ

貿易外為収支利便化措置に関する法規公表の流れは下図の通りです。なお、上海市における銀行及び企業の適格要件や利便化措置の内容については、次葉をご参照ください。



注：粵港澳大湾区とは、広東省の9都市（広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市）・香港・マカオグレーター・ベイ・エリアを指す。

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 適格要件の緩和と手続の簡素化による利便化向上

2019年に公布された『匯発[2019]28号』を受け、上海市、北京市、江蘇省、広東省などの外貨管理分局において、各地域独自の措置が公布されておりますが、地域ごとの銀行及び企業の適格要件や利便化措置の内容などが異なります。ここでは例として上海地域における関連措置を説明します。各地域におかれましては、ご当地の銀行もしくは外貨管理局分局にお問い合わせください。

※外貨管理項目や基準の緩和ではなく、管理手法の「利便化」である点にご留意ください。

※試行段階につき、適格銀行及び適格企業の要件に合致していても、申請が認められない可能性がありますので、ご留意ください。

	上海匯発[2019]1号 (上海試行措置 V1.0)	上海匯発[2020]23号 (上海試行措置 V2.0)
適格銀行 の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①上海市において登録し経営している商業銀行の一級分行あるいは地方性商業銀行の本店。 ②直近3年において、銀行の外貨管理規定執行状況考課等級がすべてB+以上で、且つ少なくとも1回がAであること。 ③前年度の上海市におけるすべての銀行拠点が取り扱った貨物貿易国際収支規模が原則上、200億米ドル以上で、且つ収支の構造が合理的であること。 	<p>左記①と②のみ。 ③の要件を撤廃。</p>
適格企業 の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①登録地が上海市で、試行銀行において貨物貿易外貨収支業務を継続して3年以上行っていること。 ②生産・経営の状況が安定しており、信用度が高く、直近3年の貨物貿易外貨管理分類が継続してA類で、且つ上海市分局による処罰を受けていないこと。 ③前年度の貨物貿易国際収支規模が原則上、4億米ドル以上であること。 	<p>左記①と②のみ。 ③の要件を撤廃。</p>
利便化措置 の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①貿易外貨収支証憑の審査を最適化する。銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」の業務展開3原則に基づき、企業のために貨物貿易外貨業務を取り扱う。 ②貿易外貨収入は審査待ち口座に入金する必要がない。試行企業の真実で合法的な貨物貿易に係る外貨収入について、経常項目外貨決済口座に直接入金あるいは元転することができる。 ③特殊外貨払戻業務に係る登記手続を撤廃する。期限超過の場合及び元のルートでの払戻ができない場合の外貨払戻については、銀行で直接行うことができる。 ④輸入通関申告の検査を簡素化する。銀行は貿易外貨支払業務が真実で合法であると確認できる場合、輸入通関申告電子情報検査手続を行わなくても良い。 	<p>左記③、④は変更なし。 ①に「サービス貿易に係る5万米ドル相当超の対外支払を行う場合、『サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出表』の審査が必要」という文言が追加^{注1}。 ②の内容を撤廃^{注2}。</p>

注1：当該内容は2013年9月1日から実施された「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出に関する問題についての公告」（国家税務総局国家外貨管理局公告2013年第40号）の規定で、今回の目新しい規定ではない。なお、同様の規定は2020年8月31日公布の『「経常項目外貨業務手引（2020年版）」の印刷・公布に関する通達』（匯発[2020]14号）でも重ねて言及されている。

注2：当該規定は上海地方法規である『上海匯発[2020]23号』からは撤廃されたものの、上記『匯発[2020]14号』の規定に吸収され、全国的なものとなった。

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 郭嘉賓

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1153)

E-mail : jjabin.guo@mizuho-cb.com

MIZUHO

みずほ中国

WeChat公式アカウント

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。